

付録ー7 第三者被害につながる損傷の事例

本資料は、「道路橋定期点検要領 平成31年2月 国土交通省 道路局」
の付録4を転載したものである。

付録4 コンクリート片の落下等第三者被害につながる損傷の事例

第三者被害につながる損傷の事例を示す。第三者被害につながる損傷は必ずしもコンクリート表面の浮きや剥離だけでなく、多種多様なものがある。定期点検で損傷を発見した場合は、その場で措置を行うものとし、定期点検時に措置ができない場合は、措置の方法を検討し、速やかに措置を実施する必要がある。

落下等により第三者被害が懸念されるものは多種多様であり、注意して定期点検を行う必要がある。
定期点検時に措置ができない場合は、速やかに措置を実施する必要がある。



例

コンクリート片が剥落防止材を抜けて落下した場合



例

間詰めコンクリートが抜け落ちている場合



例

間詰めコンクリートが抜け落ちている場合



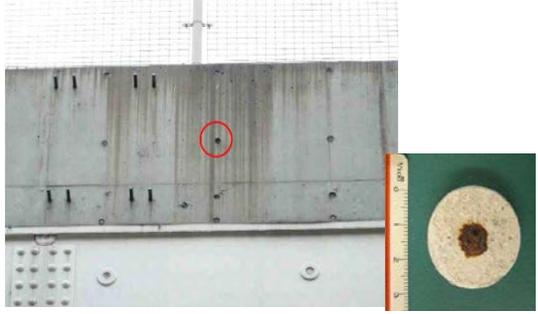
例

化粧モルタルが面的に落下した場合

備考

- 第三者被害の可能性がある落下事象は、必ずしもコンクリート表面のうきや剥離だけでなく様々なものがある。
- 剥落対策工が実施済みの箇所においても、対策部に変状が疑われる場合は、詳細な状態の把握が必要な場合がある。

落下等により第三者被害が懸念されるものは多種多様であり、注意して定期点検を行う必要がある。
定期点検時に措置ができない場合は、速やかに措置を実施する必要がある。

	<p>例</p> <p>後埋めモルタルが落下した場合</p>
	<p>例</p> <p>補修した材料（剥落防止工）が剥がれた場合</p>
	<p>例</p> <p>補修した材料（剥落防止工）とともにコンクリート片が剥落した場合</p>
	<p>例</p> <p>目地材が落下した場合</p>

備考

- 第三者被害の可能性がある落下事象は、必ずしもコンクリート表面のうきや剥離だけでなく様々なものがある。
- 剥落対策工が実施済みの箇所においても、対策部に変状が疑われる場合は、詳細な状態の把握が必要な場合がある。

落下等により第三者被害が懸念されるものは多種多様であり、注意して定期点検を行う必要がある。
定期点検時に措置ができない場合は、速やかに措置を実施する必要がある。

	<p>例</p> <p>グレーチング床版を有する橋の壁高欄打ち下ろし部のコンクリートが落下した場合 深い部分に剥離面がある場合、剥離の把握や把握できても除去が難しい場合がある。構造等を勘案し詳細な状態の把握又は対策の要否を検討するのがよい。</p>
---	--

	<p>例</p> <p>橋脚の折れ点からモルタル片が落下した場合</p>
--	--------------------------------------

	<p>例</p> <p>照明柱基部のモルタル片が落下した場合</p>
---	------------------------------------

	<p>例</p> <p>壁高欄からコンクリート片が落下した場合</p>
---	-------------------------------------

備考

■ 第三者被害の可能性がある落下事象は、必ずしもコンクリート表面のうきや剥離だけでなく様々なものがある。

落下等により第三者被害が懸念されるものは多種多様であり、注意して定期点検を行う必要がある。
定期点検時に措置ができない場合は、速やかに措置を実施する必要がある。



例

コンクリート片が落下した場合



例

化粧モルタルが面的に落下した場合



例

塗膜が面的に落下した場合



例

鋼部材腐食片が落下した場合

備考

■ 第三者被害の可能性がある落下事象は、必ずしもコンクリート表面のうきや剥離だけでなく様々なものがある。